

会 議 録

会議の名称	平成30年度 第1回 東村山市障害者福祉計画推進部会				
開催日時	平成30年7月9日(月) 午後2時30分～4時30分				
開催場所	東村山市役所 北庁舎1階 第2会議室				
出席者及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 今井和之、郷家子、岡本やよい、根本信子、西尾佐知子、千葉光男、頓所恵子、阿刀田俊子、手賀清春、村上正人、瀬下健、星忍、高橋千恵子、葛野章</p> <p>(市) 山口健康福祉部長、花田健康福祉部次長                  地域福祉推進課：大塚主査                  障害支援課：小倉課長、加藤課長補佐、宮本事業係長、福田給付係長、東支援第1係長、後藤支援第2係長、沢田主任</p> <p>●欠席者：中村一彦、牛木信之、寺田健治、福尚美</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	0名
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 委嘱状の交付</p> <p>3. 挨拶</p> <p>4. 議事(報告)</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 平成30年度健康福祉部組織について</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 平成29年度障害者福祉計画推進部会の開催状況について</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 平成30年度障害支援課予算報告について</p> <p>5. その他</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 社会福祉センターの改修工事について</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 東京都の障害者差別解消条例について</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) ガイドヘルパー養成研修について</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 障害者相談員について</p> <p style="padding-left: 20px;">(5) 心身障害者医療費助成制度(マル障)の改正について</p> <p style="padding-left: 20px;">(6) 地域生活支援拠点に関するワーキンググループについて</p> <p style="padding-left: 20px;">(7) 障害者虐待防止法の改正について</p> <p style="padding-left: 20px;">(8) 社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検について</p> <p>6. 閉会</p>				
問い合わせ先	健康福祉部 障害支援課 担当者名 加藤・宮本 電話番号 042-393-5111 (内線3152・3166) ファックス番号 042-395-2131				

## 会 議 経 過

### 1. 開会

委員14名の出席により過半数を超えているため会議が成立

### 2. 委嘱状の交付

健康福祉部長から新任委員へ委嘱状を交付

### 3. 挨拶

健康福祉部長から挨拶

### ○部会長

議事を進める前に、傍聴者については随時これを許可したいと思います。

### 4. 議事（報告）

(1) 平成30年度健康福祉部組織について  
事務局より資料1に基づき説明

(2) 平成29年度障害者福祉計画推進部会の開催状況について  
事務局より資料2に基づき説明

(3) 平成30年度障害支援課予算報告について  
事務局より資料3に基づき説明

### ○部会長

ご意見ご質問がありましたらお願いします。

### ○委員A

資料3の36番目の重症心身障害児（者）通所施設補助事業費について質問です。  
金額が大きい。他の団体の施設にも、補助金はもらえるのか。

### ○事務局A

補助金の対象施設である「あゆみの家」は、東村山市が建設、施工した施設で、平成28年度まで市が所有していました。平成28年度末に民間へ譲渡いたしましたが、建物の設備等が経年により劣化していたため、平成29年に限り、譲渡先の法人へ改修費用に対する補助金を支出したものです。

### ○委員B

市が施設を運営していたのか。

### ○事務局A

市が民間事業者へ委託をして、運営していました。なお、委託事業者は何回か替わっています。

### ○委員A

市が持っていたから、改修する補助金を支出したということですが、我々も施設

を持っていて、障害者を支援する目的は同じだと思います。我々は施設が古くなっても、補償はしてもらえない。

○部会長

一般的には、市が施設を建て替えるときは、補助金が何もなかったと思います。民間事業者が建物を建て替えるときは、何らかの補助金が出る制度があると思います。

○事務局A

補足します。民間の事業者が建物の新規創設や改修をする場合には、国や東京都の施設整備費補助の対象となりますが、市が所有している施設は補助の対象になっていません。これは譲渡した場合も同様で、譲渡先の事業者はその施設に対する国や都の施設整備の補助を受けることができません。そのような事情から、あゆみの家施設の老朽化した部分についての改修費用を、市の予算で補助させていただいたところ です。

○委員B

事業委託されているものについては、建物の保障もされているということなのでしょうか。

○事務局A

事業を委託している場合は、軽微な修繕等も含めて市で予算化しています。従いまして、建物を譲渡する前においても、設備が傷んだ場合には随時予算化をして、修繕を実施してまいりました。しかしながら、近年はかなり老朽化が進み、交換用の部品も製造されておらず、在庫も無いなど、設備更新が必要な時期となっております。

○部会長

この予算は平成29年度だけのもので、平成30年度には無いという事でしょうか。

○事務局A

資料3の36番の重症心身障害児(者)通所施設補助事業費は、平成29年度においては施設整備費の補助と、運営費の補助という2つの補助事業がございました。平成30年度におきましては、運営費の補助事業のみとなっております。なお、運営費の補助に関しては、10分の10の補助率で東京都からの歳入がございました。

○部会長

他にご質問がなければ次に進みます。

5. その他

(1) 社会福祉センターの改修工事について

○事務局A

東村山市諏訪町に社会福祉センターという施設があります。築40年を超えており、老朽化した設備等の修繕を行う予定となっております。センター内の設備のうち、本日はトイレについて、今後修繕を行うにあたり、特に配慮すべき点などをお

伺いたいと考えております。

○部会長

ご意見等ございますか。

○委員C

社会福祉センター車いすトイレは1つだが、配管悪いのかトイレがいつも臭い。また、内部障害用のオストメイトの設置はないのでしょうか。

○委員B

何点かあります。まず、視覚障害の女性からは、「便座が汚れているかどうかの確認ができず、洋式便器の便座部分に直接座ることにためらいがあるので、和式トイレがほしい」という要望が多い。

次に、社会福祉センターに限ったことではないが、トイレの中には視覚障害者に向けた誘導が無い。

それと、誰でもトイレの中の角に男性用の便器が入っているのを見たことありますか。そういうものも設置できたらいいと思います。

また、個室トイレのドアが開く方向について、利用していない時に内側にドアが開いていると良い。利用していない場合に閉まっている仕様だと、視覚障害者には空いているのか空いていないのかわからない。

あと、和式の便器の足元には点字の案内を付けるということを完全にしておけば、その上に乗って座れば必ず便器が下に来て安心です。

加えて、トイレのドアの取っ手は濡れていることが多く、手を洗ってもまた手が濡れてしまうので、トイレの出入口のところのドアは、できれば自動がよいと思います。

最後に、トイレの鍵については、視覚障害者から「この規格に合わせてほしい」と市に出しているものがあるので、それに合っていれば構いません。

○事務局A

委員Cのご質問等にお答えいたします。オストメイト用トイレは、誰でもトイレの中に設置される見込みとなっております。

次に、委員Bからは様々なご意見をいただき、ありがとうございました。誰でもトイレの角に男性用の便器を設置してはどうかということについてですが、既存施設の構造上の理由により、新たな配管等を設置するのが難しいと聞いています。そのため、なかなか難しい部分があるかと思いますが、参考となるよう、担当所管に伝えます。

○部会長

他にご意見が無ければ次に進みます。

(2) 東京都の障害者差別解消条例について

事務局より東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（案）に基づき説明

○委員B

都内では合理的配慮が、努力義務から義務になったということですね。例えば、

個人営業の小規模なお店も同じ扱いで、対象になるのですか。

○事務局 B

事業者について、大規模か小規模かといった定義や分類はありません。

○部会長

平成30年10月1日にこの条例が施行されるのですね。

○委員 D

先日、カードをレジで使おうとして、サインを求められた。目が悪く、サインができないので使えなかった。そのようなことを求められるのは差別ではないのでしょうか。

○事務局 A

都の条例の施行日は10月1日です。それよりも前は、事業者の合理的配慮は努力義務となります。施行後において、合理的配慮がなかったと判断される場合には、都に申し入れをしていただければ、都により何等かの指導がなされるものと考えております。

○委員 C

先日、厚生労働省から国で相談員を設けると聞いた。東京都にも相談員が数人いる。市で相談員を設ける予定はあるのか。

○部会長

ここで開始から1時間経ちました。10分間の休憩に入ります。

(休憩)

○部会長

再開します。事務局から回答をお願いします。

○事務局 B

法律上では、国がガイドラインを作成しており、相談先を示しています。都に指定権限がある事業については、都に相談窓口が設けられています。また、市に指定権限がある事業については、市の各事業の担当窓口が相談先です。しかしながら、日頃から障害のある方と関わり合いが強いのは障害支援課だと思いますので、何か困ったことがあったら、今まで通り、まずは障害支援課に相談していただければと思います。また、市の職員だけではなく、身近な身体障害者相談員や知的障害者相談員などにも、相談していただければと思います。

また参考までに、先日お台場にある商業施設に訪れた障害のある方が、施設の対応について国に相談したという事例がありましたが、経済産業省から当該施設に注意があったということを知っています。

(3) ガイドヘルパー養成研修について

事務局より市報7月1日号に基づき説明

○委員A

研修の受講者は、従事する場合に知的障害者の移動支援も兼ねることができますか。

○事務局C

当市では、東京都から居宅介護などの事業所指定を受けている事業所に従事している方であれば、移動支援サービスを提供することができます。従って、肢体不自由者の移動支援の研修を受けた方でも、知的障害者の移動支援に従事することはできませんが、専門的な知識のない方が従事することで、不都合や不測の事態が起こる場合もあると思います。今回の研修を実施する理由の一つとして、肢体不自由者の移動支援を、知的障害者の支援を行うガイドヘルパーが行っているという実情がございました。研修を行うことにより、肢体不自由のヘルパーを確保することで、それぞれ専門的な知識を活かした適切な支援が実施されていくものと考えております。

(4) 障害者相談員について

○事務局D

当市では法令に基づき、身体障害者相談員及び知的障害者相談員を任命し、相談業務を委託しています。昨年度末で相談員の任期が終了したことに伴い、平成30年4月から平成32年3月31日までの2年間の任期で、新たに相談員の委嘱をいたしました。詳細は市報7月15日号に掲載されます。

○部会長

質問はございませんか。なければ次に進みます。

(5) 心身障害者医療費助成制度（マル障）の改正について

○事務局E

事務局より資料（「心身障害者医療費助成制度（マル障）の改正のお知らせ」のチラシ）に基づき説明

○部会長

質問はございませんか。それでは次の説明をお願いします。

(6) 地域生活支援拠点に関するワーキンググループについて

事務局より東村山市第5次地域福祉計画に基づき説明

○部会長

質問はございませんか。なければ次に進みます。

(7) 障害者虐待防止法の改正について

○事務局F

平成30年6月に、国から市町村と都道府県及び障害者福祉施設等における虐待防止マニュアルが一部改定されたとの通知がありました。事業者の皆様には日頃より虐待防止の取り組みに努めていただいているところですが、虐待の防止と早期発見、迅速な対応について、当市といたしましても今後は一層、関係機関と連携してまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。なお、マニュアルは

厚生労働省のホームページに掲載されていますのでご参照ください。

○委員 B

どうやって虐待を防止するのですか。

○部会長

マニュアルがあるということでしたが、事務局から補足はありますか。

○事務局 C

都においては、障害福祉サービス事業者に対し障害者虐待防止研修を実施しているところですが、各法人内においても、障害者施設従事者に対し、障害者虐待防止のための研修の実施をお願いしたいと思います。

○委員 B

防止するということは、事業主がその従業員を管理するということ。管理できないから、そういうことが起こる。

○事務局 E

事業所の方が集まる障害者自立支援協議会等でも周知し、施設管理者の方には、職員管理の徹底の他、施設内においても職員に対する研修を実施されるようお伝えしてまいります。

○事務局 G

障害者虐待防止法は、施設の管理者が防犯カメラを設置することで、虐待の事実を発見し、警察へ通報できるようするなど、虐待を防止するための法律です。職員への研修だけで虐待を防止しようというものではございません。虐待の疑いがある場合に、ご家族や施設の方等から通報できるようにすることで、防止に努めていくということです。また、虐待を生み出さないためにも、施設の職員やご家族等にも、本日のように、法律に関する周知を行うなどの対応をさせていただいております。なお、実際に虐待の疑いがある場合に、市で行う様々な対応も、この法律が根拠となっているところです。

(8) 社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検について

事務局より東京都のホームページ資料に基づき説明

○部会長

ご質問はよろしいでしょうか。最後に事務局から連絡事項はありますか。

6. 閉会

○事務局 C

次回の開催時期についてご連絡いたします。次回は11月頃を予定しております。

○部会長

それでは、本日の議事が全て終了いたしましたので、平成30年度第1回東村山市障害者福祉計画推進部会を終了します。